

給与計算の学習 要点まとめ

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年4月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

給与計算の学習 要点まとめ

1. 定額減税 (2024年～)

- 2024年6月～実施、合計所得1,805万円以下対象。
- 所得税: 本人3万円、同一生計配偶者・扶養親族各3万円。2024年6～12月給与等で控除、年末調整で精算。
- 住民税: 本人1万円、控除対象配偶者・扶養親族各1万円。2024年6月分徴収せず、減税後税額を7月～2025年5月の11ヶ月で均等徴収。

2. 令和7年度(2025年) 税制改正

- 所得税 (2025年分～適用):

基礎控除: ①132万円以下: 95万円 ②132万円超336万円以下: 88万円 ③336万円超489万円以下: 68万円 ④489万円超655万円以下: 63万円 ⑤655万円超2,350万円以下: 58万円
ただし、②～④は令和8年までの暫定的な措置で、令和9年以降は58万になります。

給与所得控除: 最低保障額55万円→65万円。

扶養控除等の所得要件: 合計所得48万円以下→58万円以下に。

- 源泉徴収への反映:

改正控除額等での年末調整は2025年(令和7年)分から。

月次源泉徴収税額表への反映は2026年(令和8年)1月～支払給与より。

3. 令和7年度(2025年) 社会保険料率の主な変更

(健保・介護は2025.3月分(4月納付)～、雇用保険は2025.4.1～)

- 健康保険料率: 都道府県別に改定 (例: 東京9.91%)。
- 介護保険料率: 全国一律1.59% (40-64歳)。
- 厚生年金保険料率: 18.3% (変更なし)。
- 雇用保険料率: 引下げ。一般事業: 労0.55%, 事0.9%。
- 労災保険料率: 変更なし (業種別、全額事業主負担)。

4. 令和7年(2025年)4月1日施行 主な労働関連法改正

- 育児・介護休業法関連:

残業免除の対象の子: 3歳未満→小学校就学前に拡大。

子の看護休暇の対象の子: 小学校就学前→小3修了までに拡大。

出生後休業支援給付(新設): 育休給付と合わせ実質手取り10割相当へ。

育児時短就業給付(新設): 2歳未満の子の時短勤務時、賃金の10%支給。

- 高年齢者雇用関連:

高年齢雇用継続給付の給付率: 最大15%→10%に引下げ。